

高山市育英資金（短期大学・大学等）貸付基準（収入）

【特別控除額表】

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控 除	(1) 母子・父子世帯であること。	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		高等専門学校	国・公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国・公立	59	102
	私立		101	144	
	専修学校	高等課程	国・公立	17	27
私立			37	46	
専門課程		国・公立	22	62	
		私立	72	112	
B 本人を 対象と する 控 除	(3) 障がいのある人のいる世帯であること。	障がいのある人1人につき 86万円			
	(4) 長期に療養を要する人のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。			
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額			
象 と する 控 除	申請者本人が大学又は専修学校専門課程に進学する予約申込者である場合。	87万円			

- 備考
- 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること。」による控除は、申込者本人分は含みません。
 - 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができます。
 - 3 就学者控除の特例
子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額（87万円）を乗じた額をさらに控除できます。

【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額
世帯 人 員	1 人	1 7 8 万円
	2 人	2 8 2
	3 人	3 2 8
	4 人	3 5 5
	5 人	3 8 2
	6 人	4 0 2
	7 人	4 2 2

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

【給与所得の場合における控除額】

年 間 収 入 額	控 除 額
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額です。)	(年間収入金額×0.2+263万円)
400万円を超え878万円以下の場合	(年間収入金額×0.3+223万円)
878万円を超える場合	486万円

備考 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用します。
同一人で2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用します。